

演習問題 法規2

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に**余白に書き出して**みてください

ウラ模試2

[No.11] 準防火地域内における建築物等を新築する場合において、次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
2. 延べ面積 1,600 m²、地上 3 階建ての建築物で、各階を物品販売業を営む店舗の用途に供するものは、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
3. 高さが 3m の広告用の看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料以外のもので作ることができる。
4. 延べ面積 200 m²、平屋建ての自動車修理工場は、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。

[No.12] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 180 m²、地上 3 階建ての物品販売業を営む店舗の敷地内において、屋外に設ける避難階段から道に通ずる幅員が 1.4m の通路を設けた。
2. 床面積の合計が 3,000 m²の地上 5 階建ての物品販売業を営む店舗には、各階の売場及び屋上広場に通ずる 2 以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段としなければならない。
3. 延べ面積 3,000 m²、地上 5 階建てのホテルの客室において、100 m²以内ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画されている場合には、排煙設備を設けなくてもよい。
4. 主要構造部を準耐火構造とした地上 2 階建ての寄宿舎で、2 階における寝室の床面積の合計が 150 m²、2 階における寝室以外の居室の床面積の合計が 150 m²のものは、2 以上の直通階段を設けなければならない。

[No.13] 主要構造部を耐火構造とした耐火建築物において、次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が350㎡である場合、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分で、床面からの高さが1.2m以下の部分の仕上げを、難燃材料とした。
2. 延べ面積200㎡の2階建の住宅の1階にある台所（火を使用する器具を設けたもの）は、内装制限を受けない。
3. 自動車修理工場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
4. 地上5階建の百貨店で、各階の床面積がいずれも300㎡のものは、原則として、内装の制限を受ける。